記録の起源と複式簿記の記録()

土 方 久

- 1 はじめに
- 2. 「記録」の起源
 - 1) アルタミラの壁画と記録(以上,本誌,56巻3・4号)
 - 2)メソポタミア時代の粘土板と記録
 - (1) 粘土球の会計文書
 - (2) 粘土塊の会計文書(以上,本誌,57巻1号)
 - (3)粘土板の会計文書(以上,本誌,57巻2号)
- 3. 複式簿記の「記録」
 - 1)中世イタリアの公正証書から会計帳簿への移行
 - 2)貸借記録の会計帳簿
 - (1)人名勘定
 - (2) 人名勘定の改良(以上,本誌,58巻4号)
 - 3)反対記録の会計帳簿
 - (1)物財勘定-現金勘定
 - (2)物財勘定-商品勘定
 - (3)名目勘定
 - 4)会計帳簿の機能
 - (1)財産管理(以上,本号)
 - (2) 損益計算と資本保全
 - 5)会計帳簿の検証
- 4.むすび

3 . 複式簿記の「記録」

3)反対記録の会計帳簿

(1)物財勘定-現金勘定

ところで,「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を開設するとなると,それまで断片記録しただけでしかなかった「現金出納帳」は,「人名勘定」に併存して,「現金の収入」と「現金の支出」を継続記録,現金を計算することでは「勘定記録」である。「現金勘定」の前身である。

そこで,前掲の論説および著書によると,13世紀の初頭の現金出納帳から,そのように記録したとのことであるが,13世紀の末葉からの現金出納帳には,この前半の頁に「誰それから持った」(ebbi da・・・),後になると,簡単に「誰それから」(da・・・)と記録することで,「現金の収入」を記録するのに対して,この後半の頁に「誰それに支払った」(diedi a・・・),後になると,簡単に「誰それに」(a・・・)と記録することで,「現金の支出」を記録。14世紀の初頭の現金出納帳には,この前半の頁に「現金を持つ」(avuti),この後半の頁に「現金を支払う」(arendutir)と記録したとのことである120。

しかも,人名勘定には,この「相手帳簿」である現金出納帳と照合するための頁数または丁数を文末に記録することがないのだが,現金出納帳には,「現金の収入」を記録するのに,「誰それから借入れた」,「誰それは返済した」,したがって,「現金は誰それから持った」,これに対して,「現金の支出」を記録するのに,「誰それに貸付けた」,「誰それに返済した」,したがって,「現金は

120)なお,13世紀の初頭の現金出納帳は1211年に記録する「フィレンツェの1銀行家の帳簿」のようでもある。しかし,筆者の不案内かもしれないが,Lee、Geoffrey A.; op. cit.,pp.28-60.には見出されない。13世紀の末葉からの現金出納帳としては,1299年から1300年に記録する Giovanni Farolfi商会の現金出納帳があるが,人名勘定の「頁数」または「丁数」を記録することはなかったとのことである。さらに,14世紀の初頭の現金出納帳は1305年から1308年に記録する Garellani商会の現金出納帳。

参照,泉谷勝美稿;前掲書,40頁以降。

参照,泉谷勝美著;前掲書,189/190/325頁以降。

誰それに支払った」、この現金の収入と現金の支出の「相手勘定」である人名 勘定と照合するための「頁数」または「丁数」を文末に付記。したがって、こ のように付記することによって、現金出納帳の前半の頁と後半の頁には、人名 勘定と「照合記録」することで、人名勘定に記録する「債務の発生」と「債権 の消滅」は、「商品の掛買い」の貸借関係を除いて、現金出納帳に記録する 「現金の収入」から、その裏付け得ることで、これに対して、人名勘定に記録 する「債権の発生」と「債務の消滅」は、「商品の掛売り」の貸借関係を除い て、現金出納帳に記録する「現金の支出」から、その裏付けを得ることで、こ の現金出納帳は、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」とし て補強しえたわけである⁽²⁰⁾。

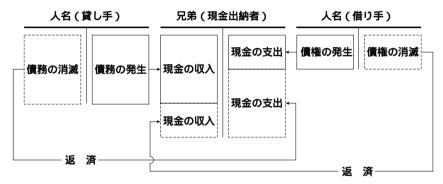
しかし,随時または決算時に,「現金残高」を計算するには,現金出納帳の前半の頁から記録して計算する「収入合計」(前期からの繰越現金があれば,これを追加,記録)に,この後半の頁から記録して計算する「支出合計」が振替えられて相殺する煩雑からすると,やがては,「現金の収入」と「現金の支出」を左右に区分して記録するように改良して,「現金勘定」を開設するのでは,と想像するのである。

そこで、前掲の著書によると、まずは、13世紀の末葉の現金勘定には、現金 出納を代行する「現金出納者」が、「現金の収入」については、「主人からの借」 ということで、「主人は持つべし」と記録するのに対して、「現金の支出」につ いては、「主人への貸」ということで、「主人は支払うべし」と記録、したがっ て、「現金の収入」と「現金の支出」については、主人に対する「貸借関係」 として現金勘定に記録して、今日とは反対に記録したものもあったとのことで ある¹²¹。

ところが,前掲の論説および著書によると,今日とは同様に記録するのは, 13世紀の末葉に記録する「兄弟商会」の現金勘定。商会の現金を管理するのは 2人の兄弟であることから,2人の兄弟を「現金出納者」に仮想することで,

121) なお,13世紀の末葉の現金勘定は,1279年から1280年に記録する Niccolò IIIの元帳。 しかし,今日とは反対に記録するのは,「代理人簿記」で記録したからとのことである。 参照,泉谷勝美著;前掲書,193/195/324頁。

現金勘定は商会の「兄弟勘定」、会計帳簿の前半の頁の「兄弟勘定」(借方勘定)に、「兄弟(現金)の借は誰それ(貸し手)の貸」ということで、「現金の収入」については、「兄弟のどちらかは支払うべし」(・・・ deve dare)と記録するのに対して、この後半の頁の「兄弟勘定」(貸方勘定)に、「誰それ(借り手)の借は兄弟(現金)の貸」ということで、「現金の支出」については、「兄弟のどちらかは持つべし」(・・・ deve avere)と記録。したがって、「現金の収入」と「現金の支出」については、現金出納者に仮想する2人の兄弟の「貸借関係」を現金勘定に記録したとのことである122。図25を参照。



*Rinieri Fini de Benziとその兄弟の元帳では,会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」(借方勘定)と,この後半の頁に「債務勘定」(貸方勘定)を併設するのだが,ここでは,便宜的に左右比較の勘定様式,「T字型勘定」で例示する。

図25

さらに、14世紀の中葉に記録する「市政庁」の現金勘定も同様。市政庁の現金を管理するのは多くの財務官であることから、市政庁の部署別の財務官を「現金出納者」に仮想することで、現金勘定は市政庁の「財務官勘定」。財務官勘定の頁の左側に、「市政庁(現金)の借は誰それ(貸し手)の貸」ということで、「現金の収入」については、「財務官は、われわれに借りている。われわれのところから(商品を現金売りした場合に、これを記録した商品勘定の頁の右側)何頁のところに」(・・・・debet nobis・・・・ unde nobis in isto in・・・・)と

記録するのに対して、財務官勘定の頁の右側に、「誰それ(借り手)の借は市政庁(現金)の貸」ということで、「現金の支出」については、「われわれは受領する。われわれのところから(諸掛り経費を現金で支払った場合には、これを記録する商品勘定の頁の左側、商品の掛買いの返済として現金を支払った場合には、これを記録する人名勘定の頁の左側)何頁のところに」(・・・recepimus、・・・ unde nobis in isto in・・・)と記録。したがって、「現金の収入」と「現金の支出」については、現金出納者に仮想する部署別の財務官の「貸借関係」を現金勘定に記録したとのことである」222。

122)なお,13世紀の末葉の現金勘定は1296年から1305年に記録する Rinieri Fini de Benziとその兄弟の元帳。さらに,14世紀の中葉の現金勘定は1340年に記録するジェノヴァ市政庁の元帳。しかし,財務官勘定によっては,損益勘定に振替えられることもあるので,「現金勘定」と断定するには,疑問もあるとのことである。

参照,泉谷勝美稿:前掲書,59/83**頁。**

参照,泉谷勝美著:前掲書,194/195/325頁以降。

ところで,ジェノヴァ市政庁の会計帳簿について,筆者には,なかなか納得するまでにないので,あえて憶測するとして,論説「ゼノアの市政庁簿記 (1340年)」と前掲の論説に図示される「商品売買に関する会計処理」から想像することにする。

まずは、(1)商品を掛買いすると、人名勘定の頁の右側(債務の発生)に記録して、商品勘定の頁の左側(商品の仕入)に反対記録。(2)この商品を現金売りしたら、商品勘定の頁の右側(商品の売上)に記録して、財務官勘定(現金勘定)の頁の左側(現金の収入)に反対記録。これに対して、(3)商品の諸掛り経費を現金で支払うと、財務官勘定(現金勘定)の頁の右側(現金の支出)に記録して、商品勘定の頁の左側(商品に追加)に反対記録、さらに、商品の掛買いを返済すると、財務官勘定(現金勘定)の頁の右側(現金の支出)に記録して、人名勘定の頁の左側(債務の消滅)に反対記録するとのことである。

そこで,本来,「市政庁」がすべての取引事実,したがって,現金出納にも介入するものと想像するなら,(2)「現金の収入」については,現金売りの「現金」は商品を管理する商品売買者が受領するのだが,この「現金」は市政庁が受領して,この現金は現金を管理する財務官に貸付けたように仮想することで,

「財務官は , われわれに借りている。われわれのところから (商品を現金売りした場合に , これを記録する商品勘定の頁の右側) 何頁のところに 」,

これに対して、(3)「現金の支出」についても同様。市政庁が貸付けたように仮想した 現金売りの「現金」は、現金を管理する財務官から受領したように仮想することで、こ の現金で商品の諸掛り経費を支払ったか、商品の掛買いを返済したのなら、

「われわれは受領する。われわれのところから(商品の諸掛り経費を支払った場合に, これを記録する商品勘定の頁の左側,商品の掛買いを返済した場合には,これを記録す る人名勘定の頁の左側)何頁のところに」と記録するのではなかろうか。 しかし,これでは,商会は2人の「兄弟勘定」に「現金残高」を計算して記録,これを合計することで,商会の「現金残高」を計算するだけでも厄介である。まして,市政庁は部署別の財務官の「財務官勘定」に「現金残高」を計算して記録するとなると,これを合計することで,市政庁の「現金残高」を計算して記録することは,なおさら厄介であるのでは,と想像するのである。

そこで、前掲の論説および著書によると、14世紀の末葉の現金勘定からは、自社に「現金出納者」を仮想、この現金出納者を「現金」に置換えて、現金勘定の見開きの左側の面に、「誰それ(現金)の借は誰それ(貸し手)の貸」ということで、「現金の収入」については、「現金は支払うべし」(・・・ debet dare /・・・・ deve dare) と記録するのに対して、現金勘定の見開きの右側の面に、「誰それ(借り手)の借は誰それ(現金)の貸」ということで、「現金の支出」については、「現金は持つべし」(・・・ debet habere /・・・ deve avere)と記録。したがって、「現金の収入」と「現金の支出」については、自社に仮想する現金出納者の「貸借関係」として現金勘定に記録したとのことである¹²³)。

しかも,現金勘定には,現金出納帳と同様に,この現金の収入と現金の支出 の相手勘定である人名勘定の「頁数」または「丁数」を文末に付記。しかし, 現金出納帳の前半の頁と後半の頁に「現金の収入」と「現金の支出」を記録す

さらに、これまた、本来、「市政庁」がすべての取引事実、したがって、商品売買にも介入するものと想像するなら、(1)と(3)「商品の仕入」については、市政庁が「商品」を受領して、この商品は商品を管理する商品売買者に貸付けたように仮想することで、さらに、商品の諸掛り経費を支払うとしたら、この商品の諸掛り経費も商品を管理する商品売買者に貸付けたように仮想することで、

「商品は、われわれに借りている。われわれのところから(商品の掛買いをした場合に、これを記録する人名勘定の頁の右側、さらに、商品の諸掛り経費を現金で支払った場合には、これを記録する財務官勘定の頁の右側)何頁のところに」、

これに対して,(2)「商品の売上」についても同様。現金売りの「現金」は商品を管理する商品売買者が受領するのだが,市政庁が介入するとなると,この現金は市政庁が受領したように仮想することで,

「商品の売上によって,われわれは受領する。われわれのところから(商品を現金売りした場合に,この現金は現金を管理する財務官勘定の頁の左側)何頁のところに」と記録するのではなかろうか。

参照,泉谷勝美稿;「ゼノア市政庁簿記 (1340年)」: 小島男佐夫編著; 『簿記史研究』, 大学堂書店 1975年,84頁以降。

参照,泉谷勝美稿;「イタリア会計史」:小島男佐夫編著;『会計史および会計学史』 (体系近代会計学VI),1979年 中央経済社,82頁。 るかぎりでは、人名勘定と「照合記録」するしかないのだが、このように付記するだけではない。現金勘定には、「現金の収入」と「現金の支出」を左右に区分して記録するので、人名勘定とは「反対記録」。債務勘定(貸方勘定)の頁の右側か、この見開きの右側の面に「債務の発生」、債権勘定(借方勘定)の頁の右側か、この見開きの右側の面に「債権の消滅」を記録して、現金勘定の頁の左側か、この見開きの左側の面には、「現金の収入」を反対記録するのである。これに対して、債権勘定(借方勘定)の頁の左側か、この見開きの左側の面に「債権の発生」、債務勘定(貸方勘定)の頁の左側か、この見開きの左側の面に「債務の消滅」を記録して、現金勘定の頁の右側か、この見開きの右側の面に「債務の消滅」を記録して、現金勘定の頁の右側か、この見開きの右側の面には、「現金の支出」を反対記録するのである。

したがって、イタリアに現存する最古の会計帳簿から約1世紀半後、約2世紀前までの14世紀の中葉から15世紀の初頭の間に、商人「自身」の利便から記録しようとしては、「公正証書」の域から脱して、「反対記録の会計帳簿」である現金勘定が完成する。人名勘定と「反対記録」することによっては、現金出納帳におけると同様に、「商品の掛買い」の貸借関係を除いて、現金勘定に記録する「現金の収入」から、その裏付け得ることで、これに対して、「商品の掛売り」の貸借関係を除いて、現金勘定に記録する「現金の支出」から、その裏付けを得ることで、この現金勘定が、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」として補完しうることになる。

(2)物財勘定-商品勘定

ところが,会計帳簿に記録するのが銀行家であるばかりか,むしろ,商人 「自身」が記録するとなると、「商品の掛買い」と「商品の掛売り」の貸借関係

123)なお,14世紀の末葉から15世紀の中葉の現金勘定は,1391年から1392年に記録する Lippi del Bene商会の元帳,1396年に記録する Aliprando Serrainerioの元帳,1410年か ら1417年に記録する Soranzo兄弟の元帳(新帳),1420年から1615年に記録する Giovanni Borromeoの元帳,1431年から1483年に記録する Andrea Barbarigoの元帳と, 1436年から1440年に記録する Giacomo Badoerの元帳。

参照,泉谷勝美稿;前掲書,59/60/82/83頁。

参照,泉谷勝美著;前掲書,194/195/196/329頁以降。

は増加する。「商品売買帳」には、「仕入先(売り手)からの商品の仕入」と「売上先(買い手)への商品の売上」を記録しておかねばなるまい。「商品売買帳」も、これまた、人名勘定に併存して、「商品の仕入」と「商品の売上」を継続記録、商品を計算することでは「勘定記録」である。「商品勘定」の前身である。

そこで,前掲の著書によると,14世紀の初頭の商品売買帳の前半の頁に「商品の仕入」,この後半の頁に「商品の売上」を記録。たとえば,商品を掛買いすると,商品売買帳の前半の頁に,

「仕入先の誰それ(売り手)は何日に仕入れた商品について持つべし(・・・ deve avere)」と記録して改行。商品の種類,目方または寸法,単価,そして,金額,場合によっては,貨幣を換算して記録すると,新たに改行して,

その前部には、「仕入先の誰それ(売り手)に支払った」(・・・ avenne dato) と記録すると、その後部には、「誰それは持つべしに転写。帳簿の何頁に」 (ponemo che deviano avere a libro nel・・・・ charte) と記録したとのことである¹²⁴)。

したがって,これから想像するに,商品を掛売りすると,この後半の頁に,「売上先の誰それ(買い手)は何日に売上げた商品について支払うべし」(・・・・deve dare)と記録して改行。これまた,商品の種類,目方または寸法,単価,そして,金額,場合によっては,貨幣を換算して記録すると,新たに改

124)なお,14世紀の初頭の商品売買帳は,1318年から1324年に記録する Francesco del Bene 商会の反物売買帳と,1322年から1325に記録する Rinuccio di Nello Rinucciの反物売買帳。

参照,泉谷勝美著;前掲書,202/203/326頁以降。

しかし、「商品の掛買い」の貸借関係について、その前部に「誰それに支払った」と記録して、その後部に「持つべし」と記録するところが矛盾するようではある。そこで、あえて憶測するとして、「仕入先の誰それ(売り手)」に、自社の「現金出納者」が現金を支払ったかのように仮想することで、「債務の発生」を「誰それは持つべしに転写。帳簿の何頁に」と記録したのでは、と想像するしかない。

したがって、「商品の掛売り」の貸借関係についても同様。その前部に「誰それは支払った」と記録して、その後部に「支払うべし」と記録するところが矛盾するようではある。これまた、あえて憶測するとして、「売上先の誰それ(買い手)」が、自社の「現金出納者」に現金を支払ったかのように仮想することで、「債権の発生」を「誰それは支払うべしに転写。帳簿の何頁に」と記録したのでは、と想像するしかない。

行して、

その前部には、「売上先である誰それ(買い手)は支払った」(・・・ hanno dato) と記録すると、その後部には、「誰それは支払うべしに転写。帳簿の何 頁に」(ponemo che deviano dare a libro nel・・・ charte) と記録したことに なるのではなかろうか。

そうであるとしたら、この商品売買帳の前半の頁に、「仕入先の誰それ(売り手)は」と記録して、「商品の種類、目方または寸法、単価、そして、金額」を記録することでは、今日の「仕入帳」、この後半の頁に、「売上先である誰それ(買い手)は」と記録して、これまた、「商品の種類、目方または寸法、単価、そして、金額」を記録することでは、今日の「売上帳」のようでもある。さらに、「帳簿に転写。何頁に」と記録することでは、人名勘定に転写するだけの、今日の「仕訳帳」のようでもある。しかし、前掲の著書によると、結果としては、失敗したとのことであるが、この商品売買帳から「期間損益」を計算しようとしたとのことであるから「250、そのいずれでもない。「商品の仕入」と「商品の売上」を継続記録、商品を記録する「商品売買帳」であったにちがいない。

しかも、人名勘定には、この「相手帳簿」である商品売買帳と照合するための頁数または丁数を文末に記録することがないのだが、商品売買帳には、「商品の仕入」を記録するのに、「仕入先の誰それ(売り手)は」「持つべしに転写。帳簿の何頁に」、これに対して、「商品の売上」を記録するのに、「売上先の誰それ(買い手)は」「支払うべしに転写。帳簿の何頁に」と記録するので、この商品の仕入と商品の売上の「相手勘定」である人名勘定と照合するための「頁数」または「丁数」を付記。したがって、このように付記することによって、商品売買帳の前半の頁と後半の頁には、人名勘定と「照合記録」することで、人名勘定に記録する「商品の掛買い」の貸借関係は、商品売買帳に「仕入先の誰それ(売り手)は」「仕入れた商品について」と記録する「商品の仕入」から、その裏付け得ることで、これに対して、人名勘定に記録する「商品の掛

¹²⁵⁾参照,泉谷勝美著:前掲書,203頁。

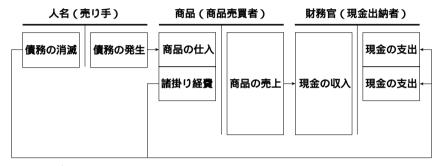
売り」の貸借関係は,商品売買帳に「売上先の誰それ(買い手)は」「売上げた商品について」と記録する「商品の売上」から,その裏付けを得ることで,この商品売買帳は,これまた,「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」として補強しえたわけでである¹²⁶)。

しかし、随時または決算時に、この商品が完売されるなら、荷口別の「商品売買益」または「商品売買損」を計算するのに、「同種の商品」の仕入と売上を記録するだけでも、商品売買帳の後半の頁に記録して計算する「売上合計」に、この前半の頁に記録して計算する「仕入合計」(前期からの繰越商品があれば、これを追加、記録)が振替えられて相殺する煩雑は想像するにあまりある。「異種の商品」、「多様な商品」の仕入と売上も記録するとなると、なおさらである。商品売買帳の前半の頁と後半の頁に交雑して記録することになるので、荷口別の「商品売買益」または「商品売買損」を計算するのは困難。さらに、この商品が完売されないなら、荷口別の「期間の商品売買益」または「期間の商品売買益」を計算するのに、商品売買帳の後半の頁に記録して計算する「売上合計」(翌期への繰越商品があれば、これを追加、記録)に、この前半の頁に記録して計算する「仕入合計」(前期からの繰越商品があれば、これを追加、記録)が振替えられて相殺するのは極めて困難になるので、やがては、荷口別に「商品の仕入」と「商品の売上」を左右に区分して記録するように改良して、荷口別の「商品勘定」を開設するのでは、と想像するのである。

そこで、前掲の論説および著書によると、14世紀の中葉の「商品勘定」として、すでに有名であるのは、市政庁の「商品勘定」。部署別の財務官を「現金出納者」に仮想するのと同様に、荷口別の商品を「商品売買者」に仮想することで、荷口別の商品勘定の頁の左側に、「市政庁(商品)の借は誰それ(売り手)の貸」ということで、「商品の仕入」については、「商品は、われわれに借りている。われわれのところから(商品を掛買いした場合に、この商品の掛買いを記録する人名勘定の頁の右側)何頁のところに」(・・・ debet nobis、・・・ unde nobis in isto in・・・・)と記録するのに対して、荷口別の商品勘定の頁の

¹²⁶⁾参照,泉谷勝美著:前掲書,201頁以降。

右側に、「誰それ(買い手)の借は市政庁(商品)の貸」ということで、「商品の売上」については、「商品の売上によって、われわれは受領する。われわれのところから(商品を現金売りした場合に、この現金は現金を管理する財務官勘定の頁の左側)何頁のところに」(・・・ recepimus in vendea、・・・ unde nobis in isto in・・・)と記録。したがって、「商品の仕入」と「商品の売上」については、荷口別の商品に仮想する商品売買者の「貸借関係」を商品勘定に記録したとのことである122)127。図26を参照。



*ジェノヴァ市政庁の元帳では,会計帳簿の頁の左側に「債権」,この頁の右側に「債務」を記録するので,ここでは,左右比較の勘定様式,「T字型勘定」で例示する。

図26

ところが,市政庁の「商品勘定」よりも,すでに4年前,前掲の著書によると,14世紀の中葉の商品勘定には,自社に荷口別の「商品売買者」を仮想,この商品売買者を荷口別の「商品」に置換えて,「自社(商品)の借は誰それ(売り手)の貸」ということで,荷口別の商品勘定の頁の左側に,さらに,15

126)なお,14世紀の中葉の商品勘定,市政庁の「商品勘定」は1340年に記録するジェノヴァ市政庁の元帳,胡椒勘定と生糸勘定。

参照,泉谷勝美稿;「ゼノア市政庁簿記(1340年)」:小島男佐夫編著;『簿記史研究』,大学堂書店 1975年,75 頁以降。

参照,泉谷勝美稿;「イタリア会計史」:小島男佐夫編著;『会計史および会計学史』 (体系近代会計学VI),1979年 中央経済社,63/81頁以降。

参照,泉谷勝美著;前掲書,206/327頁。

世紀の中葉の商品勘定からは,この見開きの左側の面に,「商品の仕入」については,「商品は支払うべし」(・・・ deve dare /・・・ deono dare)と記録。これに対して,「誰それ(買い手)の借は自社(商品)の貸」ということで,荷口別の商品勘定の頁の右側に,さらに,15世紀の中葉の商品勘定からは,この見開きの右側の面に,「商品の売上」については,「商品は持つべし」(・・・ deve avere / deono avere)と記録。したがって,「商品の仕入」と「商品の売上」については,荷口別の商品に仮想する商品売買者の「貸借関係」を商品勘定に記録したとのことである¹²⁸)。

しかし、14世紀の末葉の商品勘定には、「商品の仕入」については、「商品を購入」(compera・・・)とだけ記録したのに対して、「商品の売上」については、「商品を販売」(vendita・・・)とだけ記録したものもあったとのことでもある
129)

そこで、随時または決算時には、この荷口別の商品が完売されると、荷口別の商品勘定の頁の左側か、この見開きの左側の面に記録する「仕入合計」(前期からの繰越商品があれば、これを追加、記録)と、この頁の右側か、この見開きの右側の面に記録する売上の「売上合計」を比較して計算するのは、荷口別の「商品売買益」または「商品売買損」である。この荷口別の商品が完売されないなら、荷口別の商品勘定の頁の左側か、この見開きの左側の面に記録する「仕入合計」(前期からの繰越商品があれば、これを追加、記録)と、この頁の右側か、この見開きの右側の面に記録する「売上合計」(翌期への繰越商品があれば、これを追加、記録)を比較して計算するのは、荷口別の「期間の商品売買益」または「期間の商品売買損」である。

しかも,商品勘定には,商品売買帳と同様に,この商品の仕入と商品の売上

- 128) なお,市政庁の「商品勘定」よりも,すでに4年前,14世紀の中葉の商品勘定は1336年から1340年に記録する Covoni商会の元帳,原毛勘定。さらに,15世紀の中葉の商品勘定は1436年から1440年に記録する Giacomo Badoerの元帳,羊毛勘定。参照,泉谷勝美著;前掲書,205/206/327/330頁。
- 129) なお,14世紀の末葉の商品勘定は1395年に記録する Fracesco di Marko Datiniはバルセロナ店の元帳,製紙勘定。

参照,泉谷勝美著;前掲書,206/327頁以降。

の相手勘定である人名勘定の「頁数」または「丁数」を文末に付記。しかし,商品売買帳の前半の頁と後半の頁に「商品の仕入」と「商品の売上」を記録するかぎりでは,人名勘定と「照合記録」するしかないのだが,このように付記するだけではない。商品勘定には,「商品の仕入」と「商品の売上」を左右に区分して記録するので,人名勘定とは「反対記録」。したがって,現金を支払っていない場合には,債務勘定(貸方勘定)の頁の右側か,この見開きの右側の面に「債権の消滅」を記録すると,商品勘定の頁の左側か,この見開きの左側の面には,「商品の仕入」を反対記録するのである。これに対して,現金を受取っていない場合には,債権勘定(借方勘定)の頁の左側か,この見開きの左側の面に「債権の発生」,債務勘定(貸方勘定)の頁の左側か,この見開きの左側の面に「債権の発生」,債務勘定(貸方勘定)の頁の左側か,この見開きの左側の面に「債務の消滅」を記録すると,商品勘定の頁の右側か,この見開きの右側の面に「債務の消滅」を記録すると,商品勘定の頁の右側か,この見

したがって、イタリアに現存する最古の会計帳簿から約1世紀半後、約2世紀前までの14世紀の中葉から15世紀の中葉の間に、商人「自身」の利便から記録しようとしては、「公正証書」の域から脱して、「反対記録の会計帳簿」である商品勘定も完成する。これまた、人名勘定と「反対記録」することによっては、商品売買帳におけると同様に、「商品の掛買い」の貸借関係は、商品勘定に記録する「商品の仕入」から、その裏付け得ることで、これに対して、「商品の掛売り」の貸借関係は、商品勘定に記録する「商品の売上」から、その裏付けを得ることで、この商品勘定も、これまた、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」として補完しうることになる。

実際,著書『近代簿記論』によると,「貸借関係についての勘定記録は,もともと,事実としての貸借関係の変動取引を記録するためのものであるが,それだけでは,まだその記録が取引事実に基づいた正しい記録であることを証明するだけの手段を欠いている。そこで,第三者に対してもまた,その記録が事実に基づいた正しいものであることを実証する(その裏付けを得る)だけの必要な手段を備える必要が生ずる。すなわち,その勘定記録が貸借変動という取引事実についての記録であることを記録上実証する(その裏付けを得る)ため

には,貸借関係について変動取引がある場合,その貸借関係の変動に関しての 記録のほかに,その変動記入を促した取引としての商品売買,現金出納に関し ての『反対記録』を同時に平行して行うという方法が考えられる。

すなわち,そこで貸借関係の変動取引と平行して,その反対側としての現金,商品の変動記録を同時に行うという考え方が導入されている。そうした考え方に出発して,その当初に発生した貸借関係領域のみについての勘定記録方法が,次第に,それ以外の現金,商品というふうに各種の財産の範囲へと,同様にこれが用いられるようになったものなのである」150)。

(3)名目勘定

ところが,このように反対記録することで,人名勘定を「公正帳簿」として補完しえたのは,現金勘定,さらに,商品勘定,したがって,「物財勘定」(material account)を開設することによってではある。しかし,この物財勘定が完成しただけでは,完全ではない。

すでに、イタリアに現存する最古の会計帳簿、「フィレンツェの1銀行家の帳簿」には、この羊皮紙の表頁の左側、冒頭の区画に、利息付きの現金の貸付の貸借関係について、「誰それは支払うべし」、したがって、「債権の発生」を記録。これに対して、この羊皮紙の表頁の右側、冒頭の区画に、利息抜きの現金の貸付の貸借関係については、改めて、「誰それは利益として支払うべし」、したがって、この利益は「利息」、利息を元金に組入れることで、「債権の発生」を記録。いずれにしても、この「債権の発生」に反対記録するはずの「利息」を記録することはなかったことを想起してもらいたい。

事実,前掲の論説および著書によると,13世紀の末葉から14世紀の初頭の会計帳簿には,「利益(収益)の発生」について,これを認識したにしても,現金を受取った場合に,現金出納帳に,やがては,現金勘定に「現金の収入」として,「私は/われわれは持った」(・・・ebbi/・・・・avemo)とだけ記録。受取利息,受取家賃について,現金を受取っていない場合には,人名勘定に「債権の

130) 山下勝治著:『近代簿記論』,千倉書房 1962年,4頁。二重括弧および括弧内は筆者。

発生」として、「誰それは利益(受取利息)として支払うべし」(・・・ deve dare per prode)、「誰それは家賃として支払うべし」(・・・ deve dare per pigione)とだけ記録したとのことである。これに対して、「損失(費用)の発生」についても同様。これを認識したにしても、現金を支払った場合に、現金出納帳に、やがては、現金勘定に「現金の支出」として、「私は/われわれは支払った」(・・・ diedi /・・・ demmo)とだけ記録。支払利息、給料について、現金を支払っていない場合には、人名勘定に「債務の発生」として、「誰それは報酬(支払利息)として持つべし」(・・・ deve avere per merito)、「誰それは給料として持つべし」(・・・ deve avere per salario)とだけ記録したとのことである。

したがって、「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」については、この「現金の収入」と「現金の支出」は現金出納帳に、やがては、現金勘定に記録するか、この「債権の発生」と「債務の発生」は人名勘定に記録しただけである。この「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」を反対記録したわけではない。現金勘定または人名勘定に埋没したままであるので、これでは、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」として補完しうるのに、物財勘定が完成しただけでは、完全ではない。「貸借関係の変動に関し

131) なお,13世紀の末葉から14世紀の中葉の会計帳簿は,1211年に記録するフィレンツェの1銀行家の元帳(利息の未収),1259年から1267年に記録する Castra Gualfredi商会の元帳(利息の未払い),1272年から1278年に記録する Baldovino Iacopi Riccomanni Iacopiの遺産運用簿(諸掛り経費の現金払い),1274年から1310年に記録する Gentile de Sassettiと彼の息子の元帳(家賃の未収),1277年から1296年に記録する Bene Bencivenniの第2貸付帳(給料の未払い),1279年から1280年に記録するNiccolò IIIの収支記録(現金払い,利益(収益),損失(費用)の何かは不明),1290年から1295年に Compagno Ricevutiの記録する Paghino Ammanattiの遺児 Perottoと Finaの元帳(現金払い,利益(収益),損失(費用)の何かは不明)と,1304年から1332年に記録する Alberto del Giudice 商会の小財産帳(利息と給料の未払い)。

参照,泉谷勝美著;前掲書,73/323頁以降。

ここに,利息を「利益」とか「報酬」と表現するのは,すでに,カトリック教会法の「徴利禁止令」が1234年に公布されているので,「利息」と表現するのを巧妙に回避したからにちがいない。

なお,今日の「収益」は利益,今日の「費用」と「損失」は損失と表現するので,「利益(収益)」,「損失(費用)」と表現する。

ての記録のほかに、その変動記入を促した取引としての商品売買、現金出納に関しての『反対記録』を同時に平行して行うという方法が考えられる」¹³⁰だけではなく、「その変動記入を促した取引としての」「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」に関しても「『反対記録』を同時に平行して行うという方法が考えられ」ねばならない。その「現金の収入」と「現金の支出」は現金出納帳、やがては、現金勘定に記録するか、その「債権の発生」と「債務の発生」は人名勘定に記録するとしたら、この「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」を反対記録するための「利益(収益)勘定」と「損失(費用)勘定」に記録。したがって、貸借関係を記録する人名勘定でもない、現金出納、さらに、商品売買を反対記録する物財勘定でもない、「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」を反対記録する物財勘定でもない、「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」を反対記録する「名目勘定」(nominal account)を開設しなければならないはずである。

まずは、前掲の著書によると、13世紀の末葉の会計帳簿には、「現金の貸付」の貸借関係にある受取利息については、会計帳簿の前半の頁の「債権勘定」に、「誰それは支払うべし」と記録して、受取利息を元金に組入れた文末に、「小帳の利益に転写。何頁に」(ponemo ad avanzo al quadernetto nel・・・)と付記したとのことである「31」。したがって、このように付記することによって、「現金の貸付」の貸借関係にある受取利息については、人名勘定の「頁数」は付記しないにしても、補助簿である小帳と「照合記録」しうることでは、人名勘定を「公正帳簿」として補強しうることにはなる。しかし、「損失(費用)勘定」または「利益(収益)勘定」を開設したわけではない。

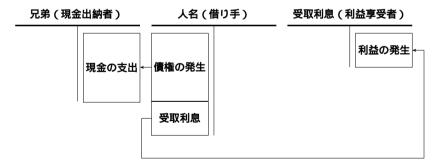
そこで、前掲の論説および著書によると、13世紀の末葉の会計帳簿には、会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」(借方勘定)と、この後半の頁に「債務勘定」(貸方勘定)を併設して、「収益(収益)勘定」と「損失(費用)勘定」を開設する。まずは、「現金の収入」と「現金の支出」を記録する、既述の2人の兄

参照,泉谷勝美稿;前掲書,60頁。

参照,泉谷勝美著;前掲書,74/76/89/93/325頁。

¹³²⁾ なお,13世紀の末葉の会計帳簿は1292年から1293年に記録する Filippo Peruzzi商会 (銀行)の元帳から抜粋した公証人記録。

弟の会計帳簿である。商会の現金を管理するのが2人の兄弟であることから. 2人の兄弟を「現金出納者」と仮想するとしたら、現金勘定は商会の「兄弟勘 定 、 そこで 、「現金の貸付」の貸借関係について . 元金である「債権の発生」 については、会計帳簿の前半の頁の「債権勘定」(借方勘定)に、「誰それは支 払うべし」と記録するのに対して,「現金の支出」については,この後半の頁 の「兄弟勘定」(貸方勘定)に、「誰それ(借り手)の借は兄弟(現金)の貸」 ということで、「兄弟のどちらかは持つべし」と記録する。しかし、利息抜き の現金の貸付であるので、改めて、受取利息である「債権の発生」については、 会計帳簿の前半の頁の「債権勘定」(借方勘定)に,「誰それは支払うべし」と 記録するのに対して,受取利息である「利益(収益)の発生」については,こ の後半の頁の「債務勘定」(貸方勘定)の末頁から、「誰それ(借り手)の借は 商会 (利息) の貸 (享受)」ということで 「贈与として」(per dono),「利益 は持つべし」(1 'avanzo deve avere ・・・) と記録した文末に ,「誰それは支払う べしに転写。何頁のところに」(ponemo che deve dare da lato nel · · · carte) と記録して,この前半の頁,「債権の発生」として記録する「債権勘定」(借方 勘定)の「頁数」を付記したとのことである1330 図27を参照。



^{*}Rinieri Fini de Benziとその兄弟の元帳では,既述のように,ここでも,便宜的に左右比較の勘定様式,「T字型勘定」で例示する。

したがって、これから想像するに、支払利息についても同様、支払利息を 「原価(代償)として」(per chosto)と記録したとのことであるので¹³³⁾「現 金の借入」の貸借関係について,会計帳簿の後半の「債務勘定」(貸方勘定) の頁に、元金である「債務の発生」については、「誰それは持つべし」と記録 するのに対して,この前半の「兄弟勘定」(借方勘定)の頁に,「現金の収入」 については、「兄弟(現金)の借は誰それ(貸し手)の貸」ということで、「兄 弟のどちらかは支払うべし」と記録する。しかし、利息抜きの現金の借入であ るので、改めて、支払利息である「債務の発生」については、会計帳簿の後半 の頁の「債務勘定」(貸方勘定)に「誰それは持つべし」と記録するのに対し て、支払利息である「損失(費用)の発生」については、この前半の頁の「債 権勘定」(借方勘定)の末頁から,「商会(利息)の借(負担)は誰それ(貸し 手)の貸」ということで、「原価(代償)として」、「損失は支払うべし」(1' disavanzo deve dare · · ·)」と記録した文末に ,「誰それは持つべしに転写。 何頁のところに」(ponemo che ・・・ deve dare da lato nel ・・・ carte) と記録 して,その後半の頁,「債務の発生」を記録する「債務勘定」(貸方勘定)の 「頁数」を付記したとのことである133人

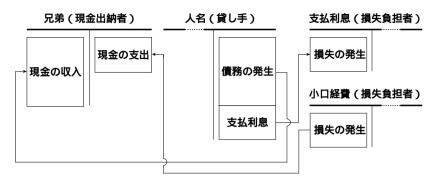
さらに、前掲の論説および著書によると、小口経費についても、会計帳簿の前半の「債権勘定」(借方勘定)の末頁から、「商会(経費)の借(負担)は誰それの貸」ということで、「小口経費は支払うべし」(le dispenso di menute ispese deono dare ・・・)と記録した文末に、「誰それは持つべしに転写。何頁のところに」(ponemo che ・・・ deve dare da lato nel ・・・ carte)と記録して、その後半の頁、「現金の支出」を記録する「兄弟勘定」の「頁数」を付記したとのことである133。図28を参照。

133) なお,13世紀の末葉の会計帳簿は1296年から1305年に記録する Rinieri Fini de Benziと その兄弟の元帳(利息の未収と未払い。小口経費の現金払い)。

参照,泉谷勝美稿;前掲書,61頁以降。

参照,泉谷勝美著;前掲書,74/87/89/93/94/325頁。

ここに、利息を「贈与」とか「原価(代償)」と表現するのも、すでに、カトリック教会法の「徴利禁止令」が1234年に公布されているので、「利息」と表現するのを巧妙に回避したからにちがいない。



*Rinieri Fini de Benziとその兄弟の元帳では、既述のように、ここでも、便宜的に左右比較の勘定様式、「T字型勘定」で例示する。

図28

したがって、「利益(収益)の発生」である受取利息については、商会を「利益(収益)享受者」に仮想して、「利益(収益)の発生は商会の貸(享受)」として記録したようで、利益(収益)享受者に仮想する「商会」、この商会を「利益(収益)」に置換えて、益目別の利益(収益)勘定の頁の右側に記録したのでは、と想像するのである。これに対して、「損失(費用)の発生」である支払利息、さらに、小口経費についても同様。商会を損失(費用)負担者」に仮想して、「損失(費用)の発生は商会の借(負担)」として記録したようで、損失(費用)負担者に仮想する「商会」、この商会を「損失(費用)」に置換えて、費目別の損失(費用)勘定の頁の左側に記録したのでは、と想像するのである。

そうであるとしたら、「利益(収益)の発生」については、利益(収益)享受者に仮想する商会の貸借関係として益目別の利益(収益)勘定に記録、これに対して、「損失(費用)の発生」についても、損失(費用)負担者に仮想する商会の貸借関係として費目別の損失(費用)勘定に記録したのでは、と想像するのである。

さらに,13世紀の末葉の会計帳簿には,会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」

と、この後半の頁に「債務勘定」を併設して、債権勘定の頁の上段に「債権の 発生」、この頁の下段に「債権の消滅」を記録、債務勘定の頁の上段に「債務 の発生」、この頁の下段に「債務の消滅」を記録、「現金の収入」と「現金の支 出」は現金出納帳に記録して、「利益(収益)勘定」と「損失(費用)勘定」 を開設する。この会計帳簿に記録するのは、たとえば、現金の貸付の貸借関係。 この支払期限より前に返済したことから発生する割引料については、これを営 業費として,想像するに,会計帳簿の前半の「債権勘定」の末頁から記録する のであろうが、「営業費は支払うべし」(le spese chorse deono dare ・・・), 「割引料として」(per isconti)と記録した文末に,現金の貸付の貸借関係の返 済である「債権の消滅」は「債権勘定」の頁の下段に記録するので、「支払う べしに転写。何頁の下段に(ponemo che deve dare dietro nel ··· carte) と記録。さらに、この会計帳簿に記録するのは、たとえば、運送費と通行税の 現金払い。これも営業費として,これまた,想像するに,会計帳簿の前半の 「債権勘定」の末頁から記録するのであろうが、「営業費は支払うべし」(le spese deono dare ···) と記録した文末に「運送費と通行税として支払った」 (・・・ demmo・・・ per spese e pasagi)と記録して,現金の支出は「現金出納 帳」に記録したとのことである134)。この「損失(費用)勘定」には、相手帳簿 である現金出納帳の「頁数」は記録しなかったとのことであるが134), 現金を支 払った場合には、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」とし て補完しなければならないこともないので、支障もなかろうというものである。 そして、14世紀の初頭の会計帳簿には、「利益(収益)の発生」については、 「利益を得る」(avanzamo ···) とだけ記録して、「損失(費用)の発生」につ いては、「損失を被る」(disavanzamo ・・・)とだけ記録したものもあったとの ことである135)。

¹³⁴⁾ なお,13世紀の末葉の会計帳簿は1299年から1300年に記録する Giovanni Farolfi商会の 元帳(割引料の控除と営業費の現金払い)。 参照,泉谷勝美著;前掲書,74/92/93/99/325頁。

¹³⁵⁾ なお,14世紀の初頭の会計帳簿は1318年から1324年に記録する Fracesco del Bene商会の元帳(利益(収益))の何か,未収か現金払いかも不明。給料の未払い。参照,泉谷勝美著;前掲書,74/95/326頁。

しかし、13世紀の末葉から14世紀の中葉の会計帳簿には、会計帳簿の前半の頁に「債権勘定」(借方勘定)と、この後半の頁に「債務勘定」(貸方勘定)を併設して、「収益(収益)勘定」と「損失(費用)勘定」を開設する。この会計帳簿に記録するのは、「利益(収益)の発生」については、「自社(利益(収益))の貸(享受)は誰それ(借り手)の借」ということで、「利益(収益)として、自社(私または組合員)は持つべし」(・・・・ deve dare / ・・・・ deono avere)と記録。自社が「利益(収益)享受者」であることを意識して、「自社」と「利益(収益)」を入替えることで、「利益(収益)は持つべし」と記録するようになったとのでは、とのことである「360。これに対して、「損失(費用)の発生」については、「自社(損失(費用))の借(負担)は誰それ(貸し手)の貸」ということで、「損失(費用)として、自社(私または組合員)は支払うべし」(・・・・ deve avere / ・・・・ deono dare)と記録。自社が「損失(費用)負担者」であることを意識して、「自社」と「損失(費用)」を入替えることで、「損失(費用)は支払うべし」と記録するようになったとのでは、とのことである「360」

したがって、「利益(収益)の発生」については、自社を「利益(収益)享受者」に仮想して、「利益(収益)の発生は自社の貸(享受)」として記録したようで、利益(収益)享受者に仮想する「自社」、この自社を「利益(収益)」に置換えて、益目別の利益(収益)勘定の頁の右側か、この見開きの右側の面に記録したのでは、と想像するのである。これに対して、「損失(費用)の発生」についても同様。自社を「損失(費用)負担者」に仮想して、「損失(費用)の発生は自社の借(負担)」として記録したようで、損失(費用)負担者

136)なお,13世紀の末葉から14世紀の中葉の会計帳簿は,1292年から1293年に記録する Filippo Peruzzi商会の元帳(利益(収益)の未収と給料の未払い,利益(収益)の何か は不明),1321年から1325年に記録する Niccholò Gianfigliazziの元帳(利息の未払い), 1332年から1337年に記録する Corbizzi商会の元帳(家事費の未払い),1336年から1340 年に記録する Covoni商会の元帳(利益(収益),損失(費用)の何かは不明,未収,未 払いか現金払いかも不明)と,1340年に記録するジェノヴァ市政庁の元帳(諸掛り経 費の現金払い)。

参照,泉谷勝美著;前掲書,74/95/96/97/325頁以降。

に仮想する「自社」、この自社を「損失(費用)」に置換えて、費目別の損失 (費用)勘定の頁の左側か、この見開きの左側の面に記録したのでは、と想像 するのである。

そうであるとしたら、「利益(収益)の発生」については、利益(収益)享受者に仮想する自社の「貸借関係」として益目別の利益(収益)勘定に記録、これに対して、「損失(費用)の発生」についても、損失(費用)負担者に仮想する自社の「貸借関係」として費目別の損失(費用)勘定に記録したのでは、と想像するのである。

しかも、利益(収益)勘定にも、損失(費用)勘定にも、この利益(収益)の発生と損失(費用)の発生の相手勘定である人名勘定の「頁数」または「丁数」を文末に付記するだけではない。利益(収益)勘定にも、損失(費用)勘定にも、「利益(収益)の発生」と「損失(費用)の発生」は、人名勘定とは「反対記録」。したがって、「利益(収益)の発生」については、現金を受取っていない場合に、債権勘定(借方勘定)の頁の左側か、この見開きの左側の面に「債権の発生」を記録するか、場合によっては、債務勘定(貸方勘定)の頁の左側か、この見開きの左側の面に「積務の消滅」を記録すると、利益(収益)勘定の頁の右側か、この見開きの右側の面に「利益(収益)の発生」を記録するのである。これに対して、「損失(費用)の発生」については、現金を支払っていない場合に、債務勘定(貸方勘定)の頁の右側か、この見開きの右側の面に「債権の消滅」を記録すると、損失(費用)勘定の頁の左側か、この見開きの右側の面に「債権の消滅」を記録すると、損失(費用)勘定の頁の左側か、この見開きの右側の面に「債権の消滅」を記録すると、損失(費用)勘定の頁の左側か、この見開きの左側の面に「損失(費用)の発生」を反対記録するのである。

したがって,イタリアに現存する最古の会計帳簿から約1世紀後,すでに約1世紀半前までの13世紀の末葉から14世紀の中葉の間に,商人「自身」の利便から記録しようとしては,「公正証書」の域から脱して,「反対記録の会計帳簿」である利益(収益)勘定と損失(費用)勘定も完成する。すでに「名目勘定」は完成するのである。これまた,人名勘定と「反対記録」することによっては,「利益(収益)の発生」の貸借関係は,利益(収益)勘定に記録する「利益

(収益)の発生」から、その裏付け得ることで、これに対して、「損失(費用)の発生」の貸借関係は、損失(費用)勘定に記録する「損失(費用)の発生」から、その裏付けを得ることで、この利益(収益)勘定も損失(費用)勘定も、これまた、「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定を「公正帳簿」としてを補完しえたわけである。

このように、「貸借記録の会計帳簿」である「人名勘定」を「公証帳簿」として補完しうるには、会計帳簿に記録する「自社」を当事者にして、「誰それの借は誰それの貸」、「誰それの貸は誰それの借」ということで、現金勘定には、自社に仮想する現金出納者の「貸借関係」として、この左側の面には「借方」として「現金の収入」、この右側の面には「貸方」として「現金の支出」を反対記録する。さらに、商品勘定には、自社に仮想する商品売買者の「貸借関係」として、この左側の面には「借方」として「商品の仕入」、この右側の面には「貸方」として「商品の売上」を反対記録する。それだけではない。利益(収益)勘定には、利益(収益)享受者に仮想する自社の「貸借関係」として、この右側の面には「貸方」として「利益(収益)の発生」、これに対して、損失(収益)勘定には、損失(費用)負担者に仮想する自社の「貸借関係」として、この左側の面には「借方」として「損失(費用)の発生」を反対記録する。

したがって、「反対記録の会計帳簿」である現金勘定、さらに、商品勘定の「物財勘定」に加えて、利益(収益)勘定と損失(費用)勘定の「名目勘定」までも完備することによって、公証人に保証してもらう「公正証書」に勝るとも劣らない、まさに商人「自身」が保証しつる「公正帳簿」として「人名勘定」を補完しうることになる。会計帳簿に記録する商人「自身」こそが、むしろ、ごまかすことがないように、改竄することもないように、腐心したことで、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録する「貸借取引の会計帳簿」に「反対記録の会計帳簿」を完備することによってこそ、勘定相互に「有機的関連を持つ」197)ようになるからである。したがって、公正証書としては、「国際取引は、その全契約を公証人の許で結ぶことを不可能にした」90)としても、商人「自身」が記録する「公正帳簿」としては、勘定相互に「有機的関連

を持つ」ようになることで,国際取引であったとしても,「商業帳簿が証明力を増大し,裁判所もそれを認めるようになった」⁸⁸⁰のでは,と想像するのである。まさに「複式簿記」が誕生するのである。

しかし,この「複式簿記」が完成するには,著書『複式簿記発生史の研究』から想像するに,勘定相互に「有機的関連を持つ」だけではなく,勘定全体に「1つの閉された有機的な体系的組織を構成する」¹³⁷⁾まで待たねばならないのではなかろうか。

4)会計帳簿の機能

(1)財産管理

ところで、本来、証憑、したがって、後日の「備忘証明」手段として記録する「貸借記録の会計帳簿」も、これを補完するために記録する「反対記録の会計帳簿」も、勘定相互に「有機的関連を持つ」ばかりか、むしろ、勘定自体が「固有の意味を持つ」「380」ことでは、随時、会計帳簿の更新時または決算時に、貸借記録の会計帳簿である「債権勘定」も「債務勘定」も、反対記録の会計帳簿である「現金勘定」も「商品勘定」も、したがって、会計帳簿は「財産管理」手段として機能する。実は「摘要欄」という表現は見出されないが、「債権勘定」には、商人の「取引相手」を摘要欄に、やがては、「相手勘定」を記録することによって、どのように変動して「債権残高」に到達したか、「債務勘定」にも、商人の「取引相手」を摘要欄に、やがては、「相手勘定」を記録することによって、どのように変動して債務残高に到達したかを管理しうるはずである。反対記録の会計帳簿も同様。「現金勘定」には、商人の「取引相手」を摘要欄に、やがては、「相手勘定」を記録することによって、どのように変動して「現金残高」に到達したか、「商品勘定」にも、商人の「取引相手」を摘要欄に、やがては、「相手勘定」を記録することによって、どのように変動して「現金残高」に到達したか、「商品勘定」にも、商人の「取引相手」を摘要

¹³⁷⁾ 小島夫佐男著;『複式簿記発生史の研究』, 森山書店 1951年, 66頁。 参照, 拙著;『ドイツ固有の簿記とイタリア簿記の交渉と融合』, 西南学院大学学術研 究所 2012年, 155/168頁以降。

¹³⁸⁾山下勝治著;前掲書,5頁。二重括弧は筆者。

欄に,やがては,「相手勘定」を記録することによって,どのように変動して 商品残高に到達したかを管理しうるはずである。「債権残高」も「債務残高」 も,「現金残高」も「商品残高」も,記録に間違いがないなら,計算に間違い はないことを検証しうるからである。

事実,「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定と「反対記録の会計帳簿」である物財勘定に記録するとしたら,「誰それは」借主=「借方」として記録する「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来されるのは,「現金の支出」または「商品の売上」、「現金または商品は」貸主=「貸方」として反対記録する。「誰それは」貸主=「貸方」として記録する「債務の発生」と「債権の消滅」によって招来されるのは,「現金の収入」または「商品の仕入」、「現金または商品は」借主=「借方」として反対記録する。さらに,「現金は」貸主=「貸方」として記録する「現金の支出」が「商品の仕入」と直結する場合にも同様。「商品は」借主=「借方」として反対記録する。「現金は」借主=「借方」として反対記録する。「現金は」借主=「借方」として反対記録する。

それだけではない。「貸借記録の会計帳簿」である人名勘定と「反対記録の会計帳簿」である物財勘定ばかりか、名目勘定にも記録するとしたら、「誰それは」借主=借方として記録する「債権の発生」と「債務の消滅」によって招来される「利益(収益)の発生」も、「利益(収益)は」貸主=「貸方」として反対記録する。「誰それは」貸主=貸方として記録する「債務の発生」と「債権の消滅」によって招来される「損失(費用)の発生」も、「損失(費用)は」借主=「借方」として反対記録する。さらに、「現金は」借主=借方として記録する「現金の収入」が「利益(収益)の発生」と直結する場合にも同様。「利益(収益)は」貸主=「貸方」として反対記録する。「現金は」貸主=貸方として記録する「現金の支出」が「損失(費用)の発生」と直結する場合にも同様。「損失(費用)は」貸主=「貸方」として反対記録する。したがって、会計帳簿の見開きの左側の面に「借方」として記録するのは、「債権の発生」と「債務の消滅」だけではない。「現金の収入」または「商品の仕入」、はては「損失(費用)の発生」も反対記録することになる。この右側の面に「貸方」

として記録するのは、「債務の発生」と「債権の消滅」だけではない。「現金の支出」または「商品の売上」、はては「利益(収益)の発生」を反対記録することになる。図29を参照。

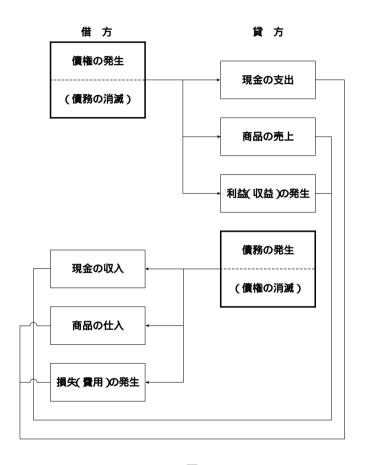


図29

したがって,会計帳簿の見開きの両面に,日々の取引事実の金額,同額を記録するので,常時,この左側の「借方」の面に記録する合計と,この左側の「貸方」の面に記録する合計が一致する「貸借平均原理」が保証されるはずで

ある。「債権勘定」も「債務勘定」も、「現金勘定」も「商品勘定」も、勘定自体が「固有の意味を持つ」ことで、会計帳簿が「財産管理」手段として機能するのは、この貸借平均原理が保証されるように記録してこそ、「債権残高」も「債務残高」も、「現金残高」も「商品残高」も、記録に間違いがないなら、計算に間違いはないことを検証しうるからである。

実際,前掲の著書によると,「勘定記録は,それ自体として固有の意味を持 つものとして考えられるようになったものであることは留意を要する。「それ ぞれの勘定記録は」「現実の取引事実に関しての記録であるところから、その 変動を勘定記録として残しておくということは,その記録によって,現金とか, 商品とか」、「債権・債務などの変動の事実を計算的に実証する(その裏付けを 得る)ことを意味している」「このように考えてみると,もともと現金とか, 商品とか、あるいはまた債権・債務に関しての勘定記録は、その記録という手 段をもってする個々の財産の管理という職能を果たすものであるところに重要 な意味がある。そこに、記録による『財産管理』という重要な職能を果たすに ふさわしいような組織的な勘定記録法が発展するようになることもまた自然な ことである」1380、たとえば、「その取引事実に基づいて自己の行った現金出納 記録が事実に即した正しいものであることを自ら証明すべき手段を求めるため には、ここに、その金銭出納記録を必要とした反対側の記録を相平行して行う という方法をとる必要がある。 したがって 「金銭の出納(または商品の売買) といい、貸借関係の変動記録といい、簿記における勘定記録は、実は、その記 録を通じて金銭の出納(または商品の売買)とか,あるいは貸借関係の変動を 計算的に管理するという必要から考えられているものである。そこで考えられ た方法こそ」、「これを反対記帳という勘定記録方法にこれを求めうる」139)の である。

¹³⁹⁾ 山下勝治著;前掲書,6頁。括弧内は筆者。

参照,拙稿;「簿記の歴史・覚え書」,『商学論集』(西南学院大学),42巻1・2号,1995年,38頁以降。

参照,拙著;『複式簿記の歴史と論理』,森山書店2005年,335頁以降。

(2)損益計算と資本保全

さらに,勘定相互に「1つの閉ざされた有機的な体系的組織を構成する」ことで,会計帳簿が「損益計算」手段,そして,「資本保全」手段として機能することは,紙幅の都合から,筆者なりに納得するところだけでも例示しておくことにしたい。図30を参照。

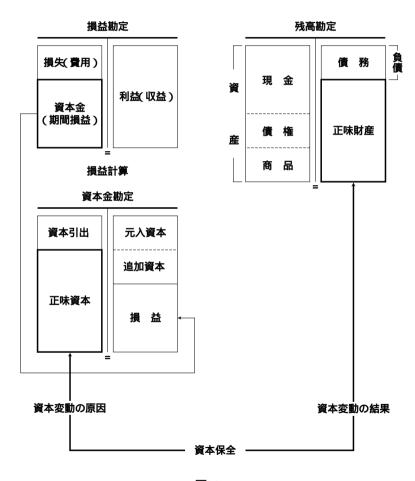


図30